

## 第19号議案

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

犯罪被害者等が市営住宅を一時的に使用することができるようにするため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第42条の次に次の1条を加える。

（市営住宅の目的外使用許可等）

第42条の2 市長は、本来の入居者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で芦屋市犯罪被害者等支援条例（平成28年芦屋市条例第 号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等のうち、市内に住所を有する者であって、規則で定めるものに市営住宅を使用させることができる。

2 前項の規定により市営住宅を使用しようとする者は、申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を受けた者に係る市営住宅の使用については、第18条から第21条まで、第31条、第37条から第39条まで、第41条、第42条及び第47条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、第20条第1項中「入居を承認した日」とあるのは「第42条の2第2項の規定により使用を許可した日」と、第39条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第47条中「保管場所」とあるのは「市営住宅」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

犯罪被害者等が市営住宅を一時的に使用することができるようにするため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

市営住宅の目的外使用許可等（第42条の2関係）

- (1) 市長は、本来の入居者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で犯罪被害者等のうち、市内に住所を有する者であって、規則で定めるものに市営住宅を使用させることができることとする。
- (2) (1)により市営住宅を使用しようとする者は、申請書を提出し、市長の許可を得なければならないこととする。
- (3) (2)による許可を受けた者に係る市営住宅の使用については、市営住宅の入居者に係る収入の申告、使用料の額及び徴収等の規定を適用することとする。

#### 3 施行期日

平成28年4月1日

## 参 照 2

### 芦屋市犯罪被害者等支援条例（案）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号省略）

(2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

（第3号から第5号まで省略）

### 犯罪被害者等基本法抜粋

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（第3項省略）